附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（医学を履修する課程等に関する経過措置）

第二条　大学は、この省令による改正後の大学設置基準第四十二条の三の二の規定にかかわらず、当分の間、医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの及び獣医学を履修する課程を主として実施する学部等連係課程実施基本組織を設置することができない。

（専門職大学院設置基準の一部改正）

第三条　専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十章　雑則 （その他の基準） **第四十二条**　専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第九条の二、第十二条、第十三条、第九章の二及び第三十二条第二項を除く。）の定めるところによる。 2　［略］	**第十章**　雑則 （その他の基準） **第四十二条**　専門職大学院の組織、編制、施設、設備その他専門職大学院の設置に関する事項で、この省令に定めのないものについては、大学院設置基準（第九条の二、第十二条、第十三条及び第三十二条第二項を除く。）の定めるところによる。 2　［同上］